

高齢者運転免許証自主返納支援事業手続きの流れ

① 警察で免許返納



まずは警察に免許を返納
しに行きましょう。

・茨木警察署、運転免許試験場において、運転免許証の全部返納申請をしてください。

【持ち物】運転免許証

このとき、「運転免許の取消通知書」を受け取ってください。

※免許を返納すると、帰り道の運転はできませんので、お気を付けてください。

② 市役所で申請



次に市役所で特典の
申請をしましょう。

・茨木市役所交通政策課で「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をしてください。

【持ち物】「運転免許の取消通知書」・印鑑・健康保険証等本人確認できるもの

※ご家族等代理人による手続はできません。必ずご本人様がお越しください。

※申請時点で予算額を上回っている場合は、申請を受け付けられません。

③ 特典を受け取る



特典を受け取りに
行きましょう♪

・②の申請後1ヶ月程度を目途に、交通政策課から「高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書」と各特典の「授権証」を交付します。それぞれ期限までに所定の場所で特典を受けてください。(詳しくは本申請の際にご案内します)

・**グランドパス**⇒阪急バス茨木営業所(年中無休)、茨木市駅営業所(営業日は平日・土曜日:祝日は休み、月末3日と月初2日)、粟生団地案内所(営業日は月末3日と月初2日のみ)

※6,000円を超える分は自己負担となります。

※授権証・印鑑・写真(縦3cm×横2.5cm)・本人確認ができるものが必要

・**I COCA**⇒茨木市役所 ※印鑑、本人確認ができるものが必要